

# 第20期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 個別注記表

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

株式会社 北の達人コーポレーション

「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.kitanotatsujin.com>)に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- i. 製品・原材料・仕掛品
- ii. 貯蔵品

月別総平均法による原価法

月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げ  
ております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並び  
に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によ  
っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 2～20年

##### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期  
間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績  
率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性  
を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②販売促進引当金

顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事  
業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

##### ③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において  
発生すると見込まれる額を合理的に算出し、計上しております。

##### ④返品調整引当金

返品による損失に備えるため、当事業年度の売上に起因した翌期以降  
の返品に対して発生すると見込まれる損失を、返品調整引当金として  
計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**2. 貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額

28,977千円

**3. 損益計算書に関する注記**

該当事項はありません。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	141,072,000	—	—	141,072,000
合計	141,072,000	—	—	141,072,000
自己株式				
普通株式	2,105,200	—	—	2,105,200
合計	2,105,200	—	—	2,105,200

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 定時株主総会	普通株式	305,726	2.2	2020年2月29日	2020年5月29日
2020年10月15日 取締役会	普通株式	250,140	1.8	2020年8月31日	2020年11月12日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	166,760	1.2	2021年2月28日	2021年5月26日

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

##### i. 資産

現金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。また、預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、すべて2ヵ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

##### ii. 負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヵ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債権債務については、財務担当部門が為替動向を随時把握し、適切に管理しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①現金及び預金	3,612,973	3,612,973	—
②売掛金	583,625		
貸倒引当金（※）	△3,518		
	580,106	580,106	—
資産計	4,193,080	4,193,080	—
①買掛金	235,669	235,669	—
②未払金	451,041	451,041	—
負債計	686,710	686,710	—
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(資産)

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	161,933

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,612,973	—	—	—
売掛金	583,625	—	—	—
合計	4,196,599	—	—	—



## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	16,456千円
販売促進引当金	14,872千円
株主優待引当金	11,386千円
返品調整引当金	3,483千円
外国法人税	3,325千円
貸倒引当金	1,070千円
その他	<u>2,708千円</u>
繰延税金資産合計	<u>53,304千円</u>

## 7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	37円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円99銭

## 10. 重要な後発事象

(取得による企業結合)

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、株式会社エフエム・ノースウエーブの発行済株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その後、2021年3月31日付で株式の取得が完了しております。

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社エフエム・ノースウエーブ
事業の内容	超短波ラジオによる基幹放送及び広告放送、放送番組の制作及び販売、放送時間の販売ほか

#### (2) 企業結合を行った理由

当社は、今後のさらなる成長のためにはトレンドを踏まえた新規メディア開拓が必須であると考えております。株式会社エフエム・ノースウエーブは北海道を放送地域対象とするFMラジオ局であります。この度、デジタル音声広告の攻略、ラジオ番組の制作や放送による広報活動、通販ラジオ番組の制作等を通じて、インターネット購買層以外の新規獲得を図ることを目的に、同社株式を取得いたしました。

#### (3) 企業結合日

2021年3月31日

#### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率	72.8%
取得後の議決権比率	72.8%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該株式を取得したことによります。

### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	0千円
取得原価	0千円

### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	12,050千円
-----------	----------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定しておりません。
5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定しておりません。

## 11. その他の注記

(追加情報)

(取得による企業結合)

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、株式会社ASHIGARUの発行済株式の全部を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

### 1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ASHIGARU
事業の内容	家庭用電化製品、衣料品、洋品雑貨の製造及び販売ほか

(2)企業結合を行った理由

当社は、さらなる事業拡大のためには、ECモールの販路拡大及び美容家電等の新たなジャンルの商品開発が急務であると認識しております。株式会社ASHIGARUは、自社オリジナルヘアアイロン「SALONMOON」を各種ECモールで販売しており、創業わずか2年で累計販売台数15万台の大ヒットを記録しているほか、主要ECモールの口コミでも高評価を獲得しております。この度、ECモールにおける販路拡大、SALONMOONシリーズの販売拡大、美容家電ジャンルの新規開拓等を通じて、さらなる事業拡大を図ることを目的に、同社株式を取得いたします。

(3)企業結合日

2021年5月(予定)

(4)企業結合の法的形式

株式取得

(5)結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6)取得する議決権比率

企業結合日に取得する議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として当該株式を取得したことによります。

### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	582,000千円
取得原価	582,000千円

### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	40,378千円
-----------	----------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(訴訟の和解)

当社は、2019年6月5日付「株式会社ESPERANZAに対する訴訟提起について」にて公表いたしましたとおり、株式会社ESPERANZA（以下、「ESPERANZA社」）による商標権侵害行為・周知表示混同惹起行為・著名表示冒用行為・著作権侵害行為の差止め、商標権侵害商品の廃棄、及び損害賠償12,228,050円の支払い等を求め、東京地方裁判所にESPERANZA社に対する訴訟を提起いたしました。2021年3月8日に、本件に関して東京地方裁判所が定めた和解条項により裁定和解が成立いたしました。

(1) 本裁定和解に至った経緯

当社は、本件の事案の内容、訴訟を継続した場合に要する時間、最終的な回収の見通し等を総合的に勘案した結果、裁定和解により早期に本件の解決を図ることが最善の策であると判断し、2021年3月8日、当社とESPERANZA社とは東京地方裁判所が定めた和解条項により裁定和解いたしました。

(2) 本裁定和解の相手方

株式会社ESPERANZA

(3) 本裁定和解の内容

ESPERANZA社が「天使の肌砂糖」標章を付した化粧品、せっけん類の販売停止及び解決金の支払い等を内容として東京地方裁判所が定めた和解条項により裁定和解いたしました。なお、和解条件の詳細については、本裁定和解の内容により開示を控えさせていただきます。

(4) 業績に与える影響

本件が業績に与える影響は、重要ではないものと判断しております。